

長与町議会運営委員会会議録

本日の会議 平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日

招 集 場 所 長与町議会議場（第 1 委員会室）

出席委員

委員長	饗庭	敦子	副委員長	西岡	克之
委員	喜々津	英世	委員	安藤	克彦
委員	堤	理志	委員	河野	龍二

出席委員外議員

議長	内村	博法	副議長	山口	憲一郎
----	----	----	-----	----	-----

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	濱口	務	議事課長	中山	庄治
議事係長	細田	浩子			

説明のため出席した者

町長	吉田	慎一	副町長	鈴木	典秀
教育長	黒田	義和	総務部長	荒木	重臣
建設部長	森	浩平	教育次長	帯田	由寿
企画振興部長	松尾	義行	生活福祉部長	松浦	篤美
情報管理課長	谷本	清	会計管理者	和泉	嘉彦
水道局長	古賀	洋			

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成 2 7 年第 4 回長与町議会定例会について
- (2) 議会基本条例の検証について
- (3) タブレットの持ち込みについて
- (4) 一般質問について
- (5) 議会議員政治倫理条例について
- (6) 自由討議について
- (7) その他

開 会 9時29分
散 会 15時00分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

12月1日招集の第4回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、議長の御挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中ですね、お集まりいただきましてありがとうございます。早いもので、今年もいよいよことし最後の12月定例会議が開催されます。定例会議ではですね。白熱した議論審議を、期待するものであります。

簡単であります。開会に当たっての、私のあいさつといたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、町長のご挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。11月になんて全然冷えなくてですね。もう少し寒くなったほうが良いんじゃないかと思うんですけども、あったかい陽気が続いているところでございます。そしてまた、今11月は文化祭、それからいろんなお祭りということで、議員の皆さんにはですね、その都度その都度いろいろと御支援を賜っておりまして、心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

いよいよ今、議長が申しますように、第4回定例会ということでありまして、1年度を締めくくるといような、そういう位置づけの今度の定例会でございますけれども、この定例会に係ります、議会運営委員会をこうして開催していただいております。大変感謝申し上げたいと思っております。今回のですね。定例会におきましては、条例の制定に改廃、この議案が7件ほどあります。そして補正予算の議案が4件、そして契約議案1件、合計12件の議案を予定しております。議案内容につきましては、今から所管の部長からですね、説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、まず、提出予定議案について、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。

まず、総務部関係について、荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。それでは総務部関係の議案につきまして御説明をいたします。今回は7議案を予定いたしております。

まず、議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますが、これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律いわゆる番号法でございますが、これに基づき、特定個人情報の利活用のため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、これにつきましては、本町の施設数、物品の借り入れ件数の増加に伴い、長期継続契約を行うことで、さらなる事務の合理化・効率化を図るため、長期継続契約の対象を定めるものでございます。

次に、議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例でございますが、これは長与町図書館建設用地の先行取得を行うため、基金の額を増額するものでございます。

次に議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例でございますが、これは住民のニーズや行政課題に迅速かつ柔軟に対応し、明確かつ利便性の高い組織とするため、町設置条例を改正するとともに、それに伴う関係条例の整理を行うものでございます。

次に議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例でございますが、これは地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第70号、長与町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結についてでございますが、これは、長与町防災行政無線のデジタル化整備工事の請負契約に伴う契約議案でございます。

それから議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）でございますが、これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億8015万5,000円を追加し補正後の予算総額を128億4,965万5,000円とするものでございます。

以上が総務部関連でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、生活福祉部関係について。

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

それでは生活福祉部関係の条例で補正予算について御説明させていただきます。

議案番号第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これにつきましては、国民健康保険の医療費等の増大に伴いまして、保険料での現行の保険料での運営がかなり厳しくなっております。そのため、国民健康保険財政の健全運営のため、税率改定をお願いするものでございます。

次に、72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算、（第2号）でございます。この補正予算につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,396万円を追加し補正後の予算総額を50億906万3,000円とするものでございます。

以上が、生活福祉部関係の議案でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、建設部関係について森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

それでは建設部所管に係る議案で提出議案について御説明申し上げます。

議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ693万3,000円を追加し、補正後の予算総額を9億9,565万2,000円とするものでございます。

以上が建設部所管の議案でございます、よろしくお願いたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、教育委員会関係について帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

それでは、教育委員会分について御説明申し上げます。

議案第65号、長与町教育振興基金条例につきまして、提案理由を申し上げます。教育委員会所管の四つの基金を統合し、教育振興にかかる事業全般の円滑な執行を図るものでございます。

以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、水道局関係について。

古賀水道局長。

○水道局長（古賀洋君）

水道局所管では、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算、（第1号）をお願いいたします。今回の補正内容は、収益的支出を125万1,000円追加し、総額を9億7,139万9,000円とし、また、資本的支出を13万4,000円追加し、総額を4億1,480万9,000円とするものでございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、一般質問通告並びに請願陳情について説明します。

濱口議会事務局長。

○議会事務局長（濱口務君）

一般質問につきましては通告者10名、質問件数24件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。請願陳情につきましては、請願は今回ございません。陳情が1件で、お手元に配付の陳情文書表のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

続いて、委員会の付託先についてお諮りします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第71号、産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第69号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、本会議即決については、議案第70号、以上、委員会の付託などにつきまして、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。続きまして、会期日程案について説明いたします。

濱口議会事務局長。

○議会事務局長（濱口務君）

会期日程案につきまして御説明をいたします。12月1日火曜日から12月14日月曜日までの14日間でございます。1日、火曜日が議長報告、行政報告。議案上程、議案調査、議員全員協議会、2日、3日、水・木曜日が一般質問でございます。4日金曜日が、議案審議、5日、6日、土・日が休会でございます。7日から10日までが、付託案件審査、11日金曜日が、付託案件審査予備日でございます。12日、13日の土・日が休会、最終日が14日月曜日、が、委員長報告、採決、それと議員全員協議会を計画いたしております。

以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

お諮りいたします。会期日程案については、ただいま事務局長からの説明がありましたとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、第4回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。その他の案件について、何かございませんか。

無いようでございますので、執行部の皆様これで退席願います。お疲れさまでした。

それでは、その他の協議事項に入りたいというふうに思います。皆様に資料は、昨日までにお手元に配付していたかと思っておりますので、配付資料を、ごらんください。

議会基本条例に関しましては、先月、皆さんで検証いたしました。議会報告会の、第7条の2項の町民等から要請があったときはというのを削除します。もう一つは、広報広聴機能充実の15条の第3項を削除します。以上が、議会基本条例を検証におきましての改正案として、全協に提出いたします。その中で、条例の中でありました基本条例に係る要綱要領ってというのは、たたき台をつくっておりますので、皆さん読んで来ていただいたものとして、質問等をお受けしたいと思っておりますので、最初に、長与町議会議員研修要綱について、皆様の方から何か御意見はございませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

1点だけ、6条のところですけども、研修を受講した議員が議長に研修結果報告書を提出しなければならないという、条文があるんですけども、研修も、右側にこれ次のところなんですけど、研修実施要領のところ こういった研修って、これ全てにおいて、提出ということなんですけど、例えば、正副議長会が主催するような、いわゆる、単にこう受講するだけの、講演を聞くだけの研修も中にはあるわけですよね、そういったものについては何らこう制限を加えてないので、このままだと、全てにおいて提出するというふうなとらえ方をしないといけなくなると思うんですけども、そのところのお考えを。

○委員長（饗庭敦子委員）

おっしゃるように、町村議会の研修とかは提出するという事ではないんですけども、文章的にどのように表現したらいいかというところですね。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

委員会再開いたします。場内の時計で、10時40分まで休憩します。

（休憩10時32分～10時39分）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。長与町議会議員研修要綱要領っていうのは、必要であるということで、策定をしたんですけども、いろんな議論の中で、要らないのであればですね、もともと基本条例をもとにできることでありますので、わざわざ詳細に明記しなくても、することというのは出来るかと思うんですけど、必要だということでしたんですけども、いろんな御意見もありますので、そもそも、本当に作るものかというところを、皆様にご確認をしたいと思います、いかがでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に要綱については、やっぱり、基本条例をつくった、でもそれを補足するいろんな要綱要領等については、今から作っていくばいかんというのは、今までの課題であったわけですよね。ですからそういった意味では、事務局も努力してくれて、こういう要綱が他の所でもあるというのを見て準備をしてくれたわけで、一般選挙を経た直後の研修のことだけじゃなくて、やっぱりここは、その他の研修についても、私は、やるべきだ。そういった意味ではこの要綱に従って、少し修正・加条を加えながらですね、やっていったら良いと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に御意見はございませんか。なければ、今、喜々津委員が言われたように、要項も必要だということを議会基本条例を作る時からですね、言われていたこととございま

すので、この要綱を1条から順次、進めていきたいというふうに思います。

先ほど5条は必要ないんじゃないかということで、一応5条だけは、今削除をしておりますので、1条からいきたいと思いますが、1条に関してはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

なければ、2条はいかがでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

さっきちょっと、休憩時間にも言っとなんですが、この第2条の議員は法律、条例等で規定する議員の責務を遂行するため、そういうくだりですが、法律とは多分地方自治法のことをやろうと思うけども、昨日、私も見る中では、規定している議員の責務を遂行という部分についてあるのかなっていう、確かに議会基本条例の中では、逐条解説、そういったものの中に議員の責務云々というのは出てきます。ここはもう、議会基本条例で規定する議員の責務の遂行するためという簡単なくだりで、良いんじゃないかなかなと思いますが、そこら辺を、事務局の方にもお伺いしたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

基本条例については、議員の責務と思ってますけど、法律については、どの条項に乗ってるというのは実際調べておりませんが、会議規則とか、自治法とかのそういうトータル的な、法律の趣旨からすれば、そういうところが読み取れるのじゃないかなとは思いますが、後は、皆さんのご判断でお願いをいたします。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

今、喜々津委員から、法律条例等というところを、議会基本条例で規定している議員の責務の遂行するためと変えてはどうかというところですが、御意見ございませんか。堤議員。

○委員（堤理志委員）

基本的には、喜々津委員と同じなんですけれども、議員必携の中で議員の職責というのがあって、そこを見てもですね、具体的に例えば自治法のどの条文が、そこだっていうのは何も書いてないんですね、理念的なことは書いてあるんです。法的根拠ってのは、これだというのがないもんですから、やっぱりもう条例に一本化してもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

それではここは、議会基本条例で規定するというところで、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

では続きまして、3条。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この自己研さん、基本条例はつくるときには、研鑽の鑽というのは、ひらがなでしとったとけども、法律用語として、自己研さんの漢字。やるというのは、オッケーなのか、そこらについては、何か調べたでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

特に調べてはございません。皆さんで判断をしていただいて、基本条例と合わせるかどうか、していただきたいなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、議会基本条例と合わせるということで、よろしいですか、自己研さん。それでは、3条のほうに入りたいと思いますが、3条に関してはいかがでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとしというのは、財政の健全化というのは、当然これは、執行側に限らず、議会側にも、あえて、これをうたわんばいかなとかなと言うのがですね。私、ちょっと調べたら、例えば、参考にする芽室町、北海道、財政力指数も0, 38位で、うちの半分、半分までなかな。それから、経常収支比率ももう95%、うちと変わらん位。それから、1番問題なのは将来負担比率、これは320.6%、健全化が基準が350%ですから、もう、大変な、やっぱり、状況であるというのがあって、あえてこの、こういったものを、うたわれたのかなという気がしたんですよね。長与町議会も、確かにいろいろ、経常収支比率は、県下のワースト1になったということもありますけれども、敢えてここで、そういったものを、うたわんばいかなとかなと、思いがしたもんですから、そこら辺についてどういうに思われるか、ちょっと聞きたいなと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

自治法で、最小の経費で最大の効果を上げるって、うたわれているのはあくまでも行政の話で、それはなし遂げる費用対効果ばかりで私もちょっと疑問に思うんですけども、逆に、そういうことも含めて、いろんなこう行政課題を僕らがいろいろ勉強する道をここで、経費の節減を目的に狭めるとは逆じゃないかという気がするんですよね。例えば、若干、講師謝礼は高くついてもすばらしい講師だったら、もう思い切って読んでしっかり勉強するというのも、それによって僕らが、議会の資質を向上させているんな政策提案能力なんかを高めていくということは、出来ていくと思うんで、視察、こういう研修

を、コスト削減に使ったらいけないんじゃないかと思うんですね。そういう点では、今言われてみると、なるほどちょっとここはまずい。この記述というのは、よくないような気がします。

○委員長（饗庭敦子委員）

ほかに御意見はございませんか。
議長。

○議長（内村博法議員）

研修の充実強化を図らないかんわけですね、この条例でうたってね。だから、この予算の面でね、これだけこう、締めつけるっちゅうのはね、やっぱりどうかなど。やっぱりここはもう削除した方がいいのではないかなと思います。これからはもう本当に研修を充実させていかんばですね。やはり、予算措置もね。課題ちゅうのはあれなんですけど、それなりの予算措置をとってもらわんといかんわけですね。だから、そう思いますので、ここはもう抹消したほうが良いと思いますね。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、これはこの芽室町を参考にしたのでそのまま出しているの、削除したいと思いますので。「研修の種類・対象者及び研修内容は次の号のとおりとする。」と、いうふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これ「対象者及び」って言うんですかね、これも要らないんじゃないですかね、下には記載はされてないようですので、一部はされてますけど、されてない部分もあるので、特に必要がない文言じゃないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

「対象者及び」を消して、「研修の種類・研修の内容は次のとおりとする。」よろしいでしょうか。それでは、研修への種類は次のとおりとするということで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして第4条の、御意見はありますか。
喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

第4条の「前条各号の規定する研修は、毎年度当初に別に作成する要領」というのは、正式にこの右のこれでしょう。この正式名称ば入れた方が、入れんばだめだと思います。第2項は、「前項の要領は」で、もうこれで構わんと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、第4条の「毎年度当初別に作成する長与町議会議員研修要領に基づき実施するものとする。」2項に関しましてはそのまま「前項の要領は

議長が議会委員会に諮って決定する。」ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、第5条は先ほど削除するというので削除しましたが、よろしいでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

結局、ここは、議長の思いは、一般選挙後の研修、講師をどうするのか、こうするのか、そういったものを決めてほしいと言うのがもともととなったわけで、これを削除するというのは、もともとの思いとはかけ離れた所となってくるので。先ほど言いましたように、「研修の講師等」の前に「長与町議会が主催する」研修の講師等は、必要により議長がその都度定めると。そういうふうに入れば、私はそれでよかろうと思う。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他の委員の皆さんいかがでしょうか、先ほど削除したらという意見と、今長与町議会がしたりするというのを冒頭に持ってくるという御意見でございますが、いかがでしょうか。

議長。

○議長（内村博法議員）

長与町議会が主催する研修は必要に応じ、議長が都度定め依頼する、この文言で結構です。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さん、第5条は「長与町議会が主催する」というのを冒頭に持ってきて、あとこの文言でいくということに御異議はございませんか。よろしいですか。よろしければ6条にいきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

6条は、いろいろ先ほど、御意見が出ましたが、もとのとおりするというのでよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

休憩の中の議論の中で、この云々という内容について、ありましたが、このとおりの内容どおりで結構なんですね、確認です。

○委員長（饗庭敦子委員）

いろんな意見がございまして、アンケートでもいいじゃないかという御意見と、様式第1でもいいんじゃないかという御意見の中で、いろんな意見を聞いた中で、1号という形で、このままいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この様式で、僕も大丈夫かなと思うんですが、研修によっては、こないだのように、アンケートを書いてもらう。アンケートを書きつつ、また報告書を書くというふうになるわけですよね。それでも、いいかなと思う部分と、まあ、その研修先でのアンケートがあるならば、それをもって報告書にしても、大丈夫じゃないかなという気もするんで、ここは。提出しなければならない様式第1号は、そうですねでもこれ入れとかないとこれではできない、ないところでは報告書がないわけですからね、ただちょっとそういうふうな部分の、二度手間になるような、部分は省くような、形ができないかなとちょっと思うんですけども、

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

では委員会を再開いたします。

第6条は、最初の文言どおりということでしょうか。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

いや、文言のことでちょっとまずいのかなと思うのが、議長に研修報告書「を」か何かを入れんといかん。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長に研修結果報告書（様式第1号）を提出しなければならないとしたいと思いますが。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

そがん言い出せば、研修結果報告書と右上は研修報告書なつとるけん、文言整理をお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

第6条は「研修を受講した議員は、議長に研修報告書（様式第1号）を提出しなければならない。」2項「議会は、前項の研修報告書を公表することができる。」ということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では7条についてはよろしいでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この「委任」、議会関係のいろいろ要綱・要領等で「委任」としたり、「その他」としたり、いろいろばらばらになつとるんですよ。だから、ここら辺も、「委任」とする

のか、「その他」するのか、他の条例・規則そういったものと照らし合わせて、どこか統一した方が良いのではないかなど。そして、この要綱の施行に関しというところもあれば、この要綱に定めるもののほか、必要な事項はとか、ここら辺が、それぞれ要綱で、ばらばらなるのはよろしくないという気がしますので、そういうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

その「委任」と「この要綱施行に関し」という文言のところは、ほかの要綱と確認して、するということによろしいでしょうか。現在、そのばらばらでなっているということなので、この機会に合わせていきたいと思えますけれども、どんな表現かちょっと説明してもらってもいいですか。

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、委員会を再開します。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確認ですけど、6条の2の最初のところの「議会は」というのは、これは「議長は」になるのではないか、報告書を受けるの、提出する、提出先は議長ですよ。ですので、それを公開するのは、今度議会じゃなくて議長なのかなど。ただ、基本条例中には、「議会は」「議会は」で、ずっといろいろ来ととですよ。だからそこは、手続上どうなのか。はたして議長に報告されたものが、今度議会が報告、公開するものじゃないのかなど、私思うんで。ちょっと確認です。

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

では委員会を再開いたします。今の2項のところは、議長が受けて議会として公表するということですので、「議会は」でしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そしてこの実施期日についての要綱にいらないということですので、実施期日は削除したいと思います。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

7条の「この要綱の施行に関し必要な事項は議長が定める。」と、従来は、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。」というやりかたを、ずっとやってきたと、このサンプルが多分、ずっとやってきたと。これについて。

○委員長（饗庭敦子委員）

では、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。」というところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

先ほど言われた、「この要綱は施行する」はいらなと言われてるけど、議会報告会実施要綱とか議会災害、対応要領とか全部施行がありますが。

実施日だけいらんといったんですね、了解しました。

続きまして、要領のほうに行きたいと思いますけれども、要領に関して、何か御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと先の、要綱との兼ね合いですが、一つ上は年度当初に計画を、この要領で作成するとですけど、年度当初で大体、毎年やっておりますから、分かるのかもしれないけど、それ以外にも、もし研修したいというふうになった場合は、どうなるのかですね、年度の途中でですね。改めて要領を作り直したものなのか、それと、研修の実施の第4条に基づく、今度は議会運営委員会に諮って決定すると、今までは、こういうものがありますよというふうなものが提起されて、そのまま、もうその研修への参加要請が来てたんで、今後は、要領が出た段階で、これに参加するかというふうなところ議会、議運が、判断できるというふうな形で、捉えて、要綱見ればそうなってますよね、そういうふうにしていくものなのか、ちょっとそこの、今後の取り組み方をちょっと確認したいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

今後、決めていくのは議会運営委員会に諮って決定するんですが、おっしゃるように計画以外の研修ですね、ところは、考えなかったんですけど、その度に要領を変更するという形になるのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この7号、第3条の7号その他の議長が必要と認める研修という中に、公開されてくっけども、それを年度当初に決め切らん場合は、どうするかということだろうと思うね。だから、こういう場合は、例えば、前条各号に規定する研修はというの中で、第7号の除くとしとれば、7号については、議会運営委員会に諮ってというふうにとけると、そういう手法もあると思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

実施要領については、議員研修計画という形に変更して、ここに掲げている方針は要綱の中に盛り込むということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

これで進めていきたいと思います。

次にですね、長与町議会自由討議実施要綱というところで、十分に読んで来ていただきましたでしょうか。よろしいでしょうか。あと十分してから休憩に入りたいと思いますので、読んで来ていただければ、そのまま入りたいんですけどそこだけ確認して、読んでなければちょっとお昼に入りたいと思いますが、どうでしょうか。

お昼からがよろしいですか。では、13時15分まで休憩します。

(休憩11時49分～13時15分)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開します。

本日は3時までの予定で行いますので、ちょっと時間的にですね。最初に時間がかかりましたので、最初に、今度の12月議会に出そうと思っていて、議会政治倫理条例から始めて、あと、その自由討議いうところに行きたいと思いますが、皆さんの方から何か、これを先にしたほうが良いというものがあれば、御意見お伺いしますが、よろしいですか。

それではですね、倫理条例の最終ページを見ていただいて、この8条で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというので、規則というのは、町長の町長権限で、町長しか制定できないところなので、これを別に定めるとしてはどうかというところで、これを出したいと思うんですが。先ほどありましたここが委任のところなんですけど、これで別に定めるとすると、ここをその他にしないといけないということなんですけど、それも含めて、どうするか、御意見をいただきたいと思います。規則というところではなく、規程というふうに変えると、委任でもう大丈夫なんですけれども、必要な事項は規程に定めるという形にするかというところで、皆さんから御意見をいただきたいと思います。

課長。

○議事課長（中山庄治君）

先ほど、御質問ございました。委任と、その他の違いなんですけど、委任につきましては、委任する条項が、例えば規則とか規程とか要綱とか、確定をしているものについては、委任という形で、これが別に定めるということであれば、一般的にはどこに、どれに委任するか確定もしていないので、その他という表現でしているそうです。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

まずは、規定っていうのが、どういうものになるのかというところを、ちょっと確認したいのと、それと、ここを、そういうふうに変えて提案するなら、規定も、一緒につくってかないと。だめですよ。ですから、そうですね、その辺が、今回これを出していいものかどうなのか。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

もともと条例を作った時に、規則を作っているの、それを規程というふうに文言変えるという形になるかと思えます。それでは、その委任にしたままでその規則に定めるにするか。別に定めるとした場合は、括弧のところもその他というふうに、今の説明で変えないといけないんですけれども、そこはどのようにしますか、もともとは規則はつくっているの、規程でもいいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

文言の意味が同じならば、さしてこだわることはないと思えますので、両方とも規程という形に変えればいいんじゃないでしょうか。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。それでは、今言った倫理条例第8条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規程に定めると変更し、はい、規程で。規程で定めるということと、長与町議会議員政治倫理条例施行規則も施行規程、変更するというので、よろしいでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私は、これ見直しをばせんばいかんと言いつたのは、そういった問題も聞いておりましたけれども、例えば、この政治倫理基準の中で、その権限地位を利用して、云々と言うものがもろもろこう、こういったものを、してはいけませんよと言うのが。3条で、あるわけですか。そして、この中で、例えば3番とか4番とか、5番とか、いわゆるこういった、問題が、執行側に議員から圧力があったという場合に、執行側から議長宛てに、報告書ばもらうような手続をしとかんとまずいんじゃないかなという、思いがあったんですよ。ちょっとこれは片手間だけで、行政には一つなんかそういうことが、あった時には云々というのあったと思うんですけども、そこら辺は、見直しとか何とかは、今のところ、町としては、なかとかどうか、もし課長が知っておればその範囲で答えてもらえば。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

先の議会でも、議員の方で一般質問等があります。その中で、町も、その要綱の名前忘れましたが、要綱を作っておりまして、今、見直しをですね、内容定かじやないの。ないんですが、要綱の見直しをしているということで、その推移を待ってした方が良いのかなと思うんですが。そのあと、執行部側がどれだけこの件について、対応できるかということもございますので、ちょっと事前に協議をして、議運の俎上に上げることが肝要かなと思ってます。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

それではまた倫理条例について、別の条項のところは、今後検討していくということによろしいでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

文言のところで、第5条、長与町議会は、前条の規定による調査を行うため、この規定は、前条ですから第4条やろうけど、後で規程を別に定めるならば。ここで規定という言葉を使っていいとかどうかちょっと。疑問に思ったんで、可能なんですかね。

○委員長（饗庭敦子委員）

そのタブレットというところで、タブレットの持ち込みというところを、開けていただいていいでしょうか。ページはふつとりませんが。真ん中あたりかと思います。ここには導入についてという、ところで目的等々書いてありますが、これは説明する時に使うとして、一枚、皆さんのお手元に、持ち込みについてというのを配付したと思うんですが、それを見ていただきまして、福岡県の太刀洗町の分ですけれども、それと同じ形で皆さんにちょっと御提示して全協で説明しようかと思いますが、それに関して、皆さんからの御意見がありませんか。

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

決まればもう一回一回、委員長・議長に言わなくても持ってきてよかということですよ。確認です。

○委員長（饗庭敦子委員）

全協で決定したら、そのようにしていきたいと思っております。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど、今、議論してるのは、この全員協議会の、太刀洗町のモデルを、これでいいかというところで確認しますか。

○委員長（饗庭敦子委員）

全員協議会に向けて、この持ち込みをこういう形にしたいですっていうことである、皆さんお手元にあるこの目的というのは、一応、御説明はしますけれども、またあの導入と。なんていうですか。混同するとあれなので、今回は一応持ち込みということで、こういう申し合わせでしたいと思いますということで、全協で御説明をしたいというふうに思っております。

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

5番目のところですけども、パソコンはキーボードの音がするので持ち込まないことで、これは音がしないならいいということなんですか、ちょっとそこを文言の整理をしたほうがいいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

基本的には音がしなければ、持ち込めるということなんですが、キーボードは恐らく打つと音がするのかな。タブレットもキーボードというか、打つのはね、しないんですけども、普通のキーボードで音がするものは、持ち込まないことっていうことで申した合わせにしてるみたいなんですが、それで、ここに書いてますが、もうちょっとこう整理した方がよかったです。どんなふうに表現しましょう。

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

長与町議会における情報通信機器の使用基準の案のところでは、これは携帯電話、2の用語の定義か、情報通信機器とはタブレット端末スマートフォン、携帯電話はパーソナルコンピュータをいうと、こっちは、パーソナルコンピュータは情報通信機器の定義中入ってるわけですよ。こっちは持ち込まないこと。その差は何かっていうことだったら、もう音がするっていうだけに限定されると思うんですよ。だからもう、これを全協に出すのはちょっとどうなのかなって、そんならこの5番を削除した方が、いいんじゃないかな、じゃなかったら、音がするっていうのを強調するっていうか、そこから辺どっちか決めておかないと、パソコン自体の持ち込みがだめになってくるし。じゃ持ち込んでも音がせんようにすれば、いいじゃないかという形になってくるので。どっちを生かすのかなというふうな思いがします。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は大体同等な、同じような意見で、結局、この前からですね、タブレットの新しいのを見てたら、タブレット端末に最近はキーボード接続しても使用するような方向に、だんだん移っていったらというのがあるってそういう中で、タブレットはキーボードがない、パソコンはキーボードがあるっていう区別そのものが、もう今なくなってきたよ

うな、状況もあるので、これをパソコンはキーボードどの音がするので持ち込まないことと、書くといろいろ混乱が生じると思うので、この項目は要らないと思うんですね。先々その使用基準の話になった段階ではですよ、ここにもちゃんとうたってあるのは、パーソナルコンピュータ。持ち込んでいいでしょう、そしてその後の方で、操作音を発するような行為はしないことということで、ここでやっぱり静かに、どうしても打つ必要があるときは、もう音がしないような操作をすること書いてあるからそれでいい。事足りるんじゃないかなというふうに思いますね。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に御意見になれば、5番は削除するという事でよろしいでしょうか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

4番のところですね、これは審議審査中の、情報を外部に発信しないというのが、審議中はしないということなのか、審議中の内容をしたらいけないということになるのか。例えば、休み時間にしろ、家に帰ってからにしろ、議会の会期中に議会のことに関して、情報発信をしてはならんというのは、例えば個人の政治活動なり、個人的なこと発信する事まで議会の規則の中で制限するっていうのが、実際問題できんと思うんですね。そういう取り決めをしてるところもあるかもしれないけど、それはできるのかなという疑問があるわけでしたいね、ちょっとそこは整理した方がいいんじゃないですかね。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

4番の審議の前に議案ってつけたらどうですか。要するに議案審議・審査のときには、議決を得ないですっていうのは、ちょっといかがなものかなと思うんで、議案には上がってきて、それを審議・審査して議決をして初めて発せれるというものじゃないのかなって思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

議会が例えば、本会議の議案付託の質疑なんかリアルタイムで、ネットでは、もう中継されてるんですね。ですから、もう既に情報発信はどんどんこう、情報公開をやろうということでやりながら、一方で、特に個人個人の範囲で、それは制限できるのかな。例えばですよ、今日は教育委員会で、職員の給与について質疑しました。私はこう思います。発信することが、例えばなんですけど。それが、ちょっと問題だというふうな可能性のあるわけね。そこまでやっていいのかなというのが、ちょっと気になりますね。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

あの基本的に、例えば、閉会を、議長なり委員長が閉会をしたと。これで本日の会議を閉じますと、その後は発信するものは構わんやろうと。ただ、審議をしてる時に、どんどん途中経過をどんどん発するのは、それはやっぱり好ましくなかって、そういう意味で、今、堤さんが言われたように、審議・審査中ということは、例えば、閉会、本会議が終わるまでは、一切発信できませんよというのは、やっぱりそれはおかしかやろうそういうことを言いよらすとかなという気はすつとけど。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

先ほど堤委員が言ったように、SNSっていうか、リアルタイムで、今出してますよね。委員会も原則公開ですよ。となれば、この文言は当たらないっていうふうに思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私もそう思うんですよ、この文章の表現の仕方だと思うんですけど、結果的に会議に参加しとると、外部に個人的なメールを送ったりするんじゃないかと、手元があればということで、会議中にいろんな情報発信するなという意味だと思うんですね。個人的なものも含めて、審議・審査中は外部との発信はしないことと、いわゆる会議中は外部と発信しないことというふうに、会議中に「今、この議員はこういうこと言いました。」なんて、言ってる方が、会議に参加してるのか、してないかは分らんけども、あんまりですたいね、そこはやっぱり制限すべきじゃないかと。だからそれは「明日こういう議案があります。」ということで、そういう情報をどんどん発信していいと思うんですよ。審議・審査中は外部に発信しないことと、情報となると、そういうと議案になってしまうのでね、情報という言葉を入れるとだめだと思うんですけど。審議中はもう個人的にも含めて、外部にメールを送らないとか、会議に集中してほしいという意味だと思うので、そういう変え方にしないとと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、審議・審査中は外部に発信しないこと。そうすると、こっちのあの、皆さんのお手元の冊子の中の、使用基準っていうところも、審議及び審査中は、と変えれば良いわけですよ、SNSや掲示板への投稿、外部に発信しないこと、ということによってよろしいでしょうか。

では、これで全員協議会に、一応持ち込みから始めるというところで、将来への目的、導入の目的を説明して、発信するというところで、よろしいでしょうか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全協に提出するのは、使用基準も含まれるのでしょうか。そしたら、その趣旨のところで、ここではですよ。審査の効率化が目的になってるんですけども、効率化だけじゃなくて、充実というのを入れた方がよくないでしょうか、いろんな情報端末によって、いろんな資料活用して審議・審査が充実できるというのが、大きな目標だと思うので、審査の充実及び効率化を図るとか、何らかのその目的があった方がいいのかなという気が。

○委員長（饗庭敦子委員）

そこでは、そしたら審議及び審査の充実を図るためと、効率化も含めてということで、審議及び審査の充実を図るためとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。入れたがいいですか。充実で十分かなと思いますが、いかがでしょうか。審査の充実でよろしいですか。

他に。西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

5の適用範囲のそこはもうこれでいいんですか。例えば、傍聴規則の中に通信機器とかなかったですかね、ちょっとその確認をお願いします。例えばその傍聴をしてる人たちが持ち込んで発信するということがないのかなと、ちょっとその確認だけ事務局をお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

傍聴規則には情報通信機器という定義がなくて、それに値するものが、ラジオ、無線機、録音機、写真機、映写機あたりで、傍聴規則の第7条の第4項で、それを持ってたら、傍聴席に入れませんよという規定がございます。

それと、第8条の傍聴人の守るべき事項として携帯電話・ポケットベル、ちょっと古いんですが、については使用できないように電源を切るというところと、あと9条に、写真・映画等の撮影録音の禁止ということで禁止事項がうたってございます。特に、特別に情報通信機器というのはありません。傍聴規則は議長の諮問事項なので、ここらあたりは、後々に整理でてくるのかなと考えております。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと、自分なりにいろいろ、この間整理をしてた中でちょっと気になるのが、場合によっては秘密会があるわけですよ、秘密会の場合には、やっぱり情報の守秘義務

が発生したりするものですから、この時のそういう情報端末の取り扱いを決めとかなくていいのか、例えば持ち込まないもしくは電源を切る、なんかそういうのを秘密会のときの取り扱いというのは、入れとった方がよくないかなと、気もするんですが。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

秘密会についてはですね、会議規則の97条にうたってございまして、その中の2項に、秘密会の議事は何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならないということでございます。ここで、一定の制約をかけております。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっきちょっと意見が出てた使用基準案の方の適用範囲ですね。これが、町政記者、マスコミですかね。マスコミは会議に参加してる人じゃないので、ここは外すべきじゃないかなと。マスコミは当然、その時々で情報をですね、流すというふうな部分があるので、これ入れてくるとちょっとよくないかなという気がしてるんですけど。

○委員長（饗庭敦子委員）

ではその「及び町政記者」を削除したいと思います。ここに及びですね。なので、この基準は「議員、理事者及び議会事務局職員について適用する。」としたいと思います。よろしいですか。

議長。

○議長（内村博法議員）

私も町政記者なんですけど、ここは削除するということでしたけれども、削除していいんですけども。あの、ちょっとこの本題とちょっとずれるかもしれませんが、今、マスコミからの取材の申し出とか、そういうのがですね申込書というのを作ってないんですよ。だれだれが来て、議会が許可する、あるいは議長が許可する、取材のそういう手続が全くないんですよ。口頭だけで、どこの社のだれだれが取材に来るとかね。そういうものをやっぱりこの作っていかんと。だれが来たのか、後でよう分からんとかね。議場に入った時に取材の申し込みは口頭だけでしょう。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

現在は口頭のみでございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

それで、取材の申込書を作って、そしてそのいわゆる何ていうかね、こういう事は、してはならないとかね、いろんな取材に当たっての注意事項かな、こういうものを作って、そして、まあこの情報通信機器の制限とかね、そういうのを作っていないかのかなというふうに、考えるわけですけどね。そのあたりはどうなのかなと。まずその、どういう人たちがね、取材したのかちゅうのは全く分らんわけね。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

まず、基本的には、取材する記者も、基本的には傍聴者だと。傍聴を基本的には議事を公開するという、規則、委員会条例にも入ってるのかな、基本条例にもありますので、そういった意味からいくと。どこどこ新聞のどういう記者が、云々という、要するに、取材拒否をとかね、いろんな問題が出てくると。開かれた議会という意味からいくとやっぱり問題も出てくるし、ただ、実務的には、電話等で申し込みがあった時には、きちっと内部の稟議書というんですかね。それは、作ってもいいだろうと思いますけれども、それによって、取材が左右される、傍聴が拒否されるということはあってはならんやろうと思うので、そこらへんは慎重にちょっと考えんばじゃないかなと思いますね、

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

前、委員会にね、撮影許可とか、取材許可とか来て、喜々津さんからも相談があって、どういう基準でやろうかということで、他の自治体のね、許可基準とか、そういうのを見たんですけども、一般的には、許可しても良いんですけども、傍聴のね。届け出制としても良いし、そういう格好でね。ただし、だれだれが来たのか、どこの新聞だれそれがね、来て撮影をするのか。あるいはビデオ撮影をするのか、そういった内容ね、このやっぱり申し込みをね届出書かな。こういうのを作って、きちんと、今の口頭だけではなくて。作ってやるべきじゃないかなと、その中でこの情報通信機器の使用をね。どういうふうに、この町政記者の分に当てはめていくかというの。別途、これ検討せないかなと、こう思ったんですけどね。どうなのですかね、そのあたり。

○委員長（饗庭敦子委員）

今、議長が言われている事は傍聴規則から付随するものかと思うんですね。だから、傍聴規則に撮影をする場合は、議長の許可を得た場合っていう事になっていますので、傍聴規則の改正をしたいんですけど。前回から言ってるとおり諮問がないと傍聴規則まで入れませんので、そこでそのもし詳細なものが必要であれば、検討するという事によろしいでしょうか。今言ってる使用基準はですね、先ほど、町政記者を入れてましたけど、これは削除するという事で、議員と理事者、議会事務局職員にあてる使用基準

ということで御理解いただければと思います。

議長。

○議長（内村博法議員）

理解いたしました。それで、そういう問題をね、今ちょっと私提起したわけですがけれども、今これも削除するということがあったんでね。それはそれで了解いたしました。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野議員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっとこう、議長の意見がね、僕も一言いうとかんと、そういうふうに、そういうふうにちゅうたらおかしいですけど。だから傍聴規則を諮問するというふうになると、ちょっと、納得いかないんで、やっぱり報道は自由だと思うんですよ、基本的に。そういう手続がなされてないから、その手続を作ってしまうとですよ。手続がなされてないから、あなたは入れませんかとかね。出ていってくださいというふうになる可能性が出てくるわけですよ。ですから、さっき喜々津委員が言われたように、記者も当然傍聴者の1人であってですよ。先程、委員長もちょっと言われてましたけど、カメラだとか撮影したいという時は、許可を求めるわけですから、傍聴規則に記者の場合は、申込書を書いて提出しなさいということになると、ちょっとやっぱり、報道の自由をおかしかなないかなというふうに思うんで、私は、記者も自由に取材して、報道されるというのは、何のこちら側から止める権利はないのですね、僕はそう思いますんで、そこは改めて確認しとった方がいいかなと思うんです。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、本日は傍聴規則まで入れないので、そういう御意見ということで、報道の自由というのは、十分皆さん御理解いただいているところかと。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私も今ちょっと違和感があったのは、逆に言えば、そういうマスコミ等を利用して、定例記者会見でもね、議長は開くんだと、そういうのに、やっぱり、本当は行くべきだろうと。大きい自治体の議会なれば、定例の記者会見を開いとる所もあるしね。だからそういう所はしよるから、うちもやろうじゃなかとけども、要は手続きをきちっとふんでもらいたいと言う事かもしれんけども、傍聴者は今、名前も書かずにどうぞという格好で取り組んできてるのでね、それに逆行するようなことは、やっぱり、すべきじゃなかやろうと思いますね。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは元に戻したいと思いますので、タブレットの持ち込みというところで、もう一つその全国の導入状況を調べてということですので、皆さんのお手元を書いております。取り入れている所ですね。そこで、長崎県の諫早市議会が取り入れておられますの

で、この議会運営委員会としてですね、視察というのか、見学というのか、研修というのかで、ちょっとお伺いしたいと思っておりますので、皆さんの御意見があればお伺いしときますが、いかがでしょうか。よろしければ、また日程等は、次の機会にしたいと思います。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

行く前に、できるだけ情報を、例えば諫早に行くなら諫早の情報、そういうのを、事前に集めとってもらえば。例えば壱岐市も導入したということは、新聞報道であったと思いますから、今年度。ですから、県内にもそういう議会が増えとるだろうと思いますので、なるべくならそういう議会の情報を集めておいていただければ、行った中でもまたスムーズな質疑ができるのでよろしくお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

情報を皆さんに、提案できるようにですね、していきたいというふうに思っております。よろしいですかね。

（「異議なし」の声あり）

次の一般質問については前回、皆さんで確認した事項を全協でお話ししていきたいというふうに思っております。それで一応、全協への提案事項となります。

本日、次には自由討議の実施要綱というところで、自由討議の実施要綱というところでいいでしょうか。

議長。

○議長（内村博法議員）

一般質問はね、事務局から、こういうサンプルはいわゆる不適切な一般質問の内容ということで、一応整理してるんですよ。それで、それをね、今回の全員協議会にしてもいいんですけども、次の3月の定例議会からですね。こういう一般質問については、不適切な、できないというのは今仕分けしてるんですね、それも後回しでも構いません。他に急ぐやつがあれば、そっちの方を、先決していただければいいと思いますけども。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

一般質問の件で、いわゆる問題点が2つぐらいあったらと思うんですよ。一つは、例えば、箇条書きの一般質問をどうするか、今度、そういったものが、恐れがある人の分が出ておりますけれども、それが現実的にどうだったのか。それともう1点は、私は前も言ったと思うんですが、通告書に書かれた、やっぱ登壇して、一般質問する場合は通告書に書かれたもの朗読をすべきだと。そして、いろんな思いは後の、再質問の中で、小出しに出していけば良い。そういったものも、取り決めるべきじゃないかなという話もしておいたと思うんですが、そういった問題はもう、何もせずに、ということなんで

すかね、今度の全協で話すということは。

○委員長（饗庭敦子委員）

前回この議会運営委員会で話し合ったときに、そのような話も沢山出ましたけれども、限られた人ということでもありますし、その会議規則、申し合わせ事項、議員必携を参考に再度まあ御自身御確認くださいという形にしましょうということで、もう一度読み直して強調するですね、その言われるように箇条書きでやめましょうとかいうのは、その中で説明しても構いませんけれども、基本的には、このもう会議規則、申し合わせ事項、議員必携にのっとってやると、それに違反した場合は、一般質問を出す議長に提出するので、そこで判断していただくしかないのかなというふうに思っております。なので、議会運営委員会でこれがだめですよ、あれがだめですよということは、やはり個人の一般質問でありますので、なかなか難しいかなと思っておりますので、もう一度、再度御確認をという形でいきたいと思えます。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この、今、資料の後ろから2番目に一般質問の記事があります。1番下に地方議会事務提要ってあつとかな。ここで議員の一般質問として、通告以外の発言と発言の範囲及び議長の対応ということでもありますけれども、いわゆる、所見と前置きして発言する場合があるが、この場合の発言の範囲と対応についてどう考えればよいか。ここには、一般的には、議員の質問のテクニック問題とも受け取れるが、個々の議員の良識によるしかないということがあつてます。問題はその下です。しかし、その所見とそのある発言が通告内容とかけ離れたものである時は、議長は、注意を喚起する必要がありますよと、問題はここなんですね。ですから、例えば、町長のリーダーシップにという質問で出てきた時に、例えば自民党政治のどうのこうのとか、安保法制の問題がどうのこうのとか、そういう話が、どんどんされても、質問のテクニックとして受けとめていくのか。そういう問題もあるので、少しやっぱりそこら辺は、私は、申し合わせ事項の中に、例えば、会議規則の5条の関係で一般質問の1回目は登壇して行い、再質問は質問席にて行うとかそういったことがあるんですが、一般質問は1回目は登壇して行い、通告書により質問をすると、そういうふうにしとけば、これは、なぜ言うかと言ったら議会の議会便りの編集の時に、傍聴者からのあれをもらった時に、関係なか事ばぐだぐだ言うとは、これは個人の批判に当たるのでということで載せん経過があつたんです。そういったこともあつとるし、本人も損ですよ。長い時間かけてそういう話をして、そういうものを少しやっぱりもうこの際、入れるべきじゃないかな。そこら辺について皆さんがどう思われるか。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議場でいて発言、一般質問を聞いててね、やっぱりどうかと思う部分は、過去も何回かあったんですけど、線引きが難しいですよ。だから、ここにあるようにもう議長の判断にもう任せてしまわないと、いろいろこうさっき考えてたら、この長与町の議会でやじが飛ばないちゅうのは、極端に言えばみんな発言をね、やっぱり保障しているとか、その人の発言時間だから、きちっと静かにして聞こうというふうな姿勢が根づいてると思うんですけども、そういう基準を決めてしまえば、ずっとやってたら、今度やはりそこでほかの議員からやじが出るんじゃないかなと、言って、もうそういうふうになってるんじゃないかということ。それがだんだん今度はやじが当たり前になっていくような議会になっていく可能性もあるんで、議長に任せるというふうにしとかないと、非常に難しい。線引きがここは良くて、これがだめでというのは、特にまた傍聴者も聞いてたら、さっきは堂々と述べて今度は止められたとなると、やっぱり問題かなと思うんで、議長の判断に任せるというふうにした方が、私はいいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

この前、私も言ったように良い例、不適切な一般質問の通告書ね、通告書ですよあくまでも。適切な通告書は、こういうサンプルをサンプルですよと、良いサンプルはこれですよと、そういうのを今作りましたから、これから配りますから、それを見ていただいて、ちょっとコメントいただきたい。

よろしいですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

いや、先ほどの部分は、私が言いたいのは一般質問の通告を出してるにもかかわらず、通告外のいろんなね、個人の発言をすると、そこに一定やっぱりそういうことしないように、心がけようというような文言を入れたらどうかというふうな提案だったんで、そこが非常に線引きが難しいと、いわゆる通告外の発言をしてる時に、いやいやこの先が通告になっていくんですよってなれば、じゃあどうなのかということなんで、もう議長の判断に任せて文言になると、本当こう線引きが難しくなると思うんですよ。どれが良くて、どれがだめでってというのは、だからそういうふうに思って発言したんです。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

議会中のね、そういうそのそれはもう議長の判断に任せられますけれども、今、言われたように、ただその前に、一般質問を通告書として出すわけですよ。この通告書の書き方が、まずい人たちがいるもんだから、通告書の記載の要領、要領って言ったらおか

しいけども、これは良いサンプルですよ、これは、不適切ですよっていうサンプルをね、作ったんですよ。だから、一般通告書を出す時の注意事項ちゅうか、それを作ったんですよ。だからちょっと現物を見ないと何とも言えないでしょうから、配付させていただきたいと思います。よろしいですか。今、もう作ってますから。

○委員長（饗庭敦子委員）

通告書に関しても、今、言われるように、河野さんが言われるように表現の問題とかいろいろあるかと思うので、あんまりこう例題を出すですよ、それ以外だから良いじゃないかみたいになるのではないかと思うので、そこも一般質問、もしくは一般質問通告書に関しては、議長の判断でということですので、あんまり事例を出すよとそれ以外だと良かったんじゃないか、悪かったんじゃないかと、かえって問題なりそうな気がするので、そこは議長の判断でお願いしたいと。

議運の中では、配布をしないということをお願いしたいと思います。

議長。

○議長（内村博法議員）

私が言いたいのはね、今さっき喜々津さんから出たように、項目がね、例えば抽象的な表現なるとかね、そういう問題が出たんで、私の方で整理させていただいたんですよ。したがって、まずそれを配布して、これが不必要であれば、それば不必要でいいですよ。とりあえず、皆さんにお配りして判断を仰ぎたいとこういうことです。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

通告書の記載例は、ずっと前から、定例会の前ずっと送られてくるので分かっるので、要は、例えば、所管外って言えばおかしかけども、一部事務組合の事とか、そういった問題に対してね、どうなのかと。これはもう前もこういった問題があって、それは出来るんだという事例が、あるという、もともとはだめだったけども、それがあるという事で認めた経過がある。そうすると今度は他の議員が、社会福祉協議会やったかな、のことに質問をした。「前は認めたのに何で今度は認めんとかと。あそこにも補助金も出しとっちゃないか。」だから、そういった問題があるわけよね。ですから、議長の判断というのは、本当に議長も大変やろうと思うけども、やっぱり、私が心配するのは今度のごみ焼却場の問題だったろうと思うけども、あれが出とったので、そういった問題が、一部事務組合の業務の範疇にかかるもの。どこで、これは一部事務組合でやってくださいという、やるのか、そういった問題の事例があつたらね、これは、見てもよかと。いい質問、悪い質問、それはあるとなら後で見せてはもらいたかと思いますがけれども、そういった心配があつたもので、ちょっと尋ねたわけですよ。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

整理をね、一応、私の方でこうしてるんですよ。サンプル例をね。だから、この議会運営委員会で取り扱わないということであれば、私の責任で全員協議会にかけるという事なんですよ。

○委員長（饗庭敦子委員）

そうですね、全員協議会でかけていただければと思います。一般質問に関しては、前回も言いましたように、この規則、申し合わせ事項、議員必携により書いていただくと。勉強会もしましたのでね、より良い一般質問をしていただくということは申し上げようと思ってます。ただ、その悪い事例、良い事例というのを今までされてきた中からピックアップするのは、ちょっと、そこまでに議会運営委員会でする権限はないのではないかと考えておりますので、それは議長の判断ではと書いてありますが、議会運営委員会でそれを皆さんに申し合わせ事項にするのはちょっと、どうかなと考えておりますので、議運の範囲内で説明をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

了解いたしました。そしたら私の責任で、するかどうか分かりませんが、というのも議会事務局の方からね、これはまずい一般質問だと記載例がね、という声が出たもんですから、それをどういうふうに整理しようかということで、今回整理したわけですよ。だから例えば抽象的な表現、あるいは、例えばリーダーシップについてという中に、何項目もこう入れてね、こういうふったりとか、こういうのはもうやめてもらおうと、いうのを幾つか作ってるんですよ。だからそれをね、この際、きちっと説明して、次の3月定例議会からそういうのが出てきたらきちんと指導しますよと。こういうことなんですよ。だから、あらかじめこういうのはもうだめですよとね。いうのを言ってやらないと、なかなかもうここ何十年も議員をやってる人たち、そういういわゆる習慣があるわけですから、これを変えとなると非常に労力要るわけですね。この文字づらでだけでは分からんから、具体的なサンプル例で説明して、理解を得ないといかん訳ですよ。そういう趣旨で、今回、作ってるんですけども。議会運営委員会で、取り扱わないということであれば、それはそれで、結構です。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議会事務局課長（中山庄治君）

先ほど、議会事務局が悪い例ということではなくて、考え方としたら、会議規則と申し合わせと議員必携にそぐわないということでの事例をつくっております、最終的には議長が作成したものでありますので、事務局としてはかけ離れたものになりますので、そこは議長の御判断をお任せするところでございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今のあれは、当然そうだろうと議長の判断で出すということですから。ですから、もう少し時間があれば、本当はここで、方針を決めてやったほうがよいんでしょうけども、逆に議運の中からはいろんな質問が出てきて、気まずい思いがするかもしれませんけれども、みなさんと一緒になって、出されたものをまた見るということは、先に一步進むことですから。ぜひ、期待をしときたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に御意見ございませんか。なければ、3時までで終わろうと思いますけど、どうしますか、休憩がいらいますか。場内時計で2時30分まで休憩いたします。

（休憩14時20分～14時29分）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会再開したいと思います。続きまして、自由討議に関しても要綱があった方が良いついていうことで、実施要綱の叩き台を作成しましたのでその裏面に滝沢市議会・知立市議会の実施要綱をつけております。自由討議は要綱がなくても実際はできるので、ぜひ12月議会から取り入れていただければと思っております。

皆さんから御意見をいただきたいと思います。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、要綱がなくてもできる。私もちょっとそれが心配で、できればその12月議会からやりたいなとそういう思いがしとるんですが、その根拠、根拠というか、そのなくともできるんですよという、何かあれば、示してもらえばと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

要綱がなくてもできるんですよという何かあればということなんですけれども、議会基本条例で定めておりますので、それに基づくというところで、何事も要綱がなければならぬということはないのですね。実際、要綱は、今、進んでる議会とかでそういう詳細も必要ないともでも言われておる所もありますので、基本条例に基づき、前作ったフローチャートもありますよね、条例をつくる時に、喜々津さんを中心に作ってくださったものもありますし、要綱が出来てからが良いと言われるのであれば、要綱が出来てからでもいいんですけど。その部分は出来ますよということでお話をしました。前回、基本条例案の時に作成したフロー図を配布したいと思いますので、それも参考にさせていただければと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その要綱の文章の中身でも大丈夫ですかね。2条の2項自由討議の場ですね、本会議及び委員会並びに会議規則の128条に規定する協議等の場とするということで、これ128条が謳ってるのが、全員協議会、政策討論会、それと議会報告会と住民懇談会も

謳ってるんですよね。だから、果たして、じゃあ議会報告会の時に、自由討議はというふうなね、自由討議の進め方というのは、また、次ページにありましたかね。そういうところが自由討議の場というふうな形で、出来るのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんの御意見はいかがでしょう。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

続けてですが、3項は議題になってるでしょ。議題は、議員または町長が提出する議案及び町民が提出する請願か陳情というふうにしてわけですたいね。そうすると議会報告会だとか住民懇談会はないですたいね。ないことはないかもしれませんが。余り、ちょっとそぐわないかなというふうに、ちょっとこう判断が迷ってしまいそうな感じがするんで、この辺もうちょっと整理した方がいいんじゃないかなというふうに思います。ですから会議規則の中で、自由討議できるとするならば、ここはまた改めてそういう意味では、違う項目も入れないといけないんじゃないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

多分、他のところでそういうふうになっとなったから、入れとると思うんですが、今、その四つ、河野委員が言われたように四つあるわけですよね。協議調整の場というのが。それに加えてこの自由討議が、それに当てはまるかといえば、私は当てはまらない、そういうふうに思います。本会議及び委員会並びに会議規則、本会議及び委員会には何も規制しとらんよね。会議規則の中で、協議調整の場というのもしとるけども。だから、例えば、もう合わせて言わせてもらえば、第3条の3項自由討議を討論の前まで行うものとする。当然、自由討議を経て、例えば、また質疑をやって、それでも、討論に移っていいという時には、討論最終的移って、採決によってということになって。ただ、後ろに、ただし、議長等が必要と認める場合はこの限りではないと。討論の前までに行うとしとっけども、討論の後でも自由討議を出来ると言うのは、これはやっばおかしいんじゃないかな。

それと、私は続けて、発言をさせてもらいますが、このフローズは、前、議会改革の特別委員会の時に作っとなった物ですけれども、例えば、これずっと流れを書いておりますが、まず11月26日に議案書を受け取りますよね。1番左、議員個人の下に議案書受領という、受領すれば①で、下の方の①で、各議員は、開会までの期間に受領した議案書及び説明資料等を読み解くとともに、各議案に対する論点整理を行うと、そして、いよいよ、12月1日に議案上程がなされた。その後、全員協議会で、議案の今日の資料にも、議案の何とかが載っとなったですね、初日に。そこで、議案上程の全員協議会

の下からまっすぐ線が伸びて、注1としとりますが、1番右のところに、注1のところに定例会初日に議案が上程された後、常任委員会の事前協議会。事前協議会というのは適切かどうか分かりません。各議員が持ち寄った論点等の整理を行うとともに、自由討議の対象となるテーマがあるかあらかじめ整理しておくことで、スムーズな議会、委員会運営ができますよと。

そして、また戻っていただいて、一般質問が終わって、議案の質疑、委員会付託が出てくる訳です。そうすると、それで、一応、本会議が終わって、今度は、委員会で議案の詳細説明があつて。ここはですね、③で、執行部に退席を求めて、当初は退席を求めた方が各議員が自由に意見を言えるだろうと、そういう思いがあるんですが。これは、退席をさせなくても、ただ、発言を認めんとか、特別に許可を得たという時に発言ができるとそういうふうに書いてありますので、これはこれで良いと思うんですが。これを踏まえて、再度、論点整理を行って、自由討議をして、論点を整理する。そして、常任委員会の枠の欄に、自由討議論点整理が終わったら質疑をする。例えば、論点整理をした中で、これが、財政の問題からどうかと、これは、河野議員が中心になってやる。あるいは、堤委員はその効果、そういったものについてやると。そういった共同でやることのできるという意味で、その下に、⑤では、書いております。そして、⑦では、また新たな問題が出てきたとか、尚、争点がある時は、自由討議をやってみると。争点がない時には、もう討論。そういう流れでずっと行くんだということを、分かりやすいかどうか分かりませんが、書いておりますので。ただ、この流れと作られた自由討議、実施要綱、これが一致しない部分があると思いますので、ここら辺をどうするかというのが、まだ、要綱が決まればそれに基づいて、フロー図は分かりやすく、もう少し簡単にできると思います。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に皆さん、フロー図でもいいですし、自由討議、実施要綱の中で御意見はございませんか。

議長。

○議長（内村博法議員）

さっきの全員協議会でのね、自由討議とかその問題もあるんですけども、第5条ですかね。討議時間30分以内とこれもこの30分で足りるかなという気がいたすんですよ。だから、これはもう時間は宣言しないで良いんじゃないかなと。これは私の意見ですけどね。それから、議事録は一応これは書くんですよ、第6条、議事録は書くと、こういうことですね、第6条ね。これは確認ですけども、ちょっと、そこは目についた点ですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私は、もう30分もあれば十分ではないかな、っていうのは、例えば、自分の思いを話をすると例えば6人の委員が1人5分ですよ、5分。そんなかからんやろうと、30分もあれば十分やろうという気がする。要は、ここに入るまでに、それぞれやっぱり各議員が論点整理をしとく。そういう中で分からない部分、これおかしいという部分があれば、そういったものをぶつけ合って、また、他の議員の意見も聞く。そういった場ですから、これはどんどん長くなると議案審議そのものの日程が、もっと日程をとらなければいかんということになる。あるいは、例えば、1日9時半から5時ぐらいまでということになる。根を詰めてやると。人間の能力は、そんな続かん訳ですよ。思考能力が。審査が疎かになってくるということになりますので。

ある程度、時間を決めとったほうが、私は考えとった中ではそういう時間を制限するというのはなかったんですが、これは逆に、良いのかなという気がします。

以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ほかに御意見はございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、ずっと皆さんの意見をお聞きしていると、ちょっとこういろんな話が飛び飛びになってしまってますね。私の中でも整理が出来てなくて。例えば、ちょっとこう一つ一つ進めていかないと混乱してしまうと思うんですよ。例えば、先ほどの中ではですよ、自由討議の場が本会議、委員会その他もろもろとなっていて、それはそれで、なるほどと思って。次を見たら、議題っていうのは議案か請願陳情、何だって良いふうに書いとるわけですよ。そうなったら、またそこでちょっと私は混乱するのは、議案とか請願以外の問題が今度、全員協議会なんかは、逆にこういう場で議案について討論したらいけない、するべきじゃないってなってますよね。そこら辺がちょっと矛盾が生じるとかということで、まずは自由討議で、議題となるものは何なのかっていうのがきちっと定まらないとどこまで広げるかって話との矛盾が出てくるような気がするのですね。何かちょっとそのあたりで、私は、どう考えたら良いのかなという、自分の中でも混沌としてる。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。それでは、自由討議以降のですね、要綱要領に関しては、次回への継続という形でさせていただきますので、皆さん資料をじっくり読んでいただいて、いろんな御意見を考えてきていただければというふうに思います。これ以外に皆さんの方から議会運営委員会で、何かお話ししたいことはございますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

1点だけお伺いしたいんですけども、いろいろ審査事項があった中で、今度の全協にタブレット等の持ち込みのことをお話しされますよね、例えば、もし了承されたということになれば、いつからする考えなのかというのは、一定考えを持つとった方がいいのかなという気がするんですけど。12月からかそれとも3月からか、そのあたりはどんなですかね。

○委員長（饗庭敦子委員）

了承いただければ12月議会からとしたいと思っております。それで、一応、提案させていただきます、そこでちょっと異論があればですね、もちろん延期をします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

他にございませんか。なければ、以上で、本日の議会運営委員会を閉会いたします。どうも長い時間お疲れさまでした。

委員長